

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 420 号）

〔 大阪府警察行政文書に係る非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 6 年 9 月 30 日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和 4 年 6 月 2 日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

（行政文書公開請求の内容）

（1）大阪府情報公開条例第 6 条の規定により、次のとおり請求します。

ア 覚せい剤取締法（使用）違反容疑に係る対象者の「尿」を押収した際に、警察署内に設置されている簡易鑑定機（所謂ガスクロ）において、当該「尿」中に覚せい剤の成分（メタンフェタミン）の含有の有無を検査する場合の鑑定資料である「尿」の量について記された文書（例えば押収する簡易鑑定用の尿は何ミリリットル以上でなければならない、とか或は、簡易鑑定を実施する場合、鑑定資料の尿は何ミリリットル以下では正確な結果が出ないなどの規定）、及び「簡易鑑定実施結果メッセージ」にある「I S 不足エラー」の意味が記された文書。「I S の面積が規定値以下」とはどういう意味か。

追記 簡易鑑定機による結果メッセージ中の「I S の面積が規定値以下（I S 不足エラー）」の意味するところが具体的詳細に記された文書（簡易鑑定（ガスクロ）取扱い細則の様な文書）

2 実施機関は、令和 4 年 6 月 17 日付けで、条例第 13 条第 2 項の規定により、本件請求に対応する行政文書を「別紙 1 にかかる文書」（以下「本件対象文書」という。）と特定して公開しないことと決定し、下記（1）（2）の理由を付して審査請求人に通知した。（別紙 1 記載内容については前記 1 の（1）アのとおり。）

（1）条例第 8 条第 2 項第 1 号に該当する。

本件対象文書には、尿中覚醒剤の簡易鑑定における、具体的な実施要領等が記録されており、これらは、覚醒剤取締法違反等の取締りに関する情報であって、公にすることにより、警察が行う取締りの目的が達成できなくなり、又はこれらの取締りの公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する。

（2）条例第 8 条第 2 項第 2 号に該当する。

本件対象文書には、尿中覚醒剤の簡易鑑定における、具体的な実施要領等が記録されており、これらは、捜査及び犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、公にすることによって将来の捜査に支障を生じ、将来の犯行を容易にするおそれや、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあると認められる。

- 3 令和4年7月26日付けで、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求を行った。

第三 審査請求の趣旨

- 1 本件対象文書の正式な名称の公開を求める。
- 2 本件決定を取消し、対象となる行政文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求書における主張

- (1) 対象文書の名称不記載の不当性について

ア 処分庁は、令和4年6月17日付非公開決定通知書において、「公開しないこととした決定した行政文書の名称」につき「別紙1にかかる文書」とのみ記載し、対象となる行政文書（例規）の正式な名称を明らかにしていない。当該文書が現に存在するのであれば、その文書には大阪府情報公開条例の規定に基づいて、訓令、通達、指示、事務連絡、規則等、行政文書の種別や例規識別番号及び発出年月日並びに文書のタイトル（名称）が付されているのが通例である。例えば、処分庁は、同日付けで請求人が公開請求した行政文書に対し、「部分公開決定通知書」（大阪府警察本部指令（薬）第2号）を発出し、「一部公開することと決定した行政文書の名称」として「小型ガスクロマトフによる尿中覚醒剤簡易鑑定実施要領の制定について（平成5年12月15日例規（保二）第60号」と記載している。また、同様に処分庁は同日付「部分公開決定通知書（大阪府警察本部指令（地総）第30号）」において、「一部公開することと決定した行政文書の名称」を「職務質問妨害事案対応要領の制定について（令和2年9月2日例規（地総、通信、刑総、（薬）第82号）」と明記している。

イ しかしながら、本件決定が摘示する該当文書の名称は、「別紙1にかかる文書」であり、この「別紙1にかかる文書」とは請求人が本件行政文書の公開請求書に記載した対象文書を特定するために必要となるおおよその情報であり、本件文書の名称でない。すなわち当該別紙1には、「覚醒剤取締法（使用）違反容疑に係る対象者の「尿」を押収した際に（中略）、鑑定資料である「尿」の量

について記された文書」、(中略)及び「簡易鑑定実施結果メッセージ」にある「I S不足エラー」の意味が記された文書。「I Sの面積が規定値以下」とはどういう意味か。追記「簡易鑑定機による結果メッセージの中の「I Sの面積が規定値以下(I S不足エラー)の意味するところが具体的詳細に記された文書(簡易鑑定(ガスクロ)の取扱い細則の様な文書)」などと記載されている。

ウ 処分庁は、上記「別紙1」記載の対象文書特定に係る請求人記載の情報を読み、対象文書の存否を確認し、対象文書が存在したのであるなら、当該行政文書の公開、非公開の別を問わず、その文書の名称を明らかにしなければならない法的責任を負う。従って、処分庁の判断及び対応は対象文書が存在するのに、その文書の名称すら公開(教示)しない点において、裁量権の逸脱、濫用と職務懈怠及び憲法違反(国民の知る権利の侵害)のそしりを免れない。よって、処分庁は、対象文書の正確な名称を明らかにしなければならない。

(2) 本件行政文書非公開決定の不当性について

ア 処分庁は、「公開しない理由」として、(ア)「本件行政文書には、尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領等が記録されており、これらは、覚醒剤取締法違反等の取締りに関する情報であって、公にすることにより、警察が行う取締りの目的が達成できなくなり、又はこれらの取締りの公正かつ適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあること」(イ)「本件行政文書には尿中、覚醒剤の簡易鑑定における、具体的な実施要領等が記録されており、これらは、捜査及び犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針等に関する情報であって、公にすることによって将来の捜査に支障を生じ、将来の犯行を容易にするおそれや、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあると認められる。」旨主張している。

イ しかしながら(ア)については、請求人に係る覚醒剤使用被疑事案において、大阪府〇〇警察署が強制採尿令状請求から、同令状の執行及び「尿」の押収、差押え手続、並びに尿中覚醒剤の簡易鑑定実施における具体的な要領等を請求人に詳細に説明し、これらの経緯を時系列に沿って写真撮影し、その一連の捜査過程について復命書等により証拠化している。そして、証拠化された当該捜査資料が、かかる請求人の覚醒剤取締法違反被告事件において、検察側の証拠として任意開示されているのである。(これらを以下「本件証拠」という。)

ウ 上記イで主張した本件証拠が示すとおり、処分庁が「公開しないことと決定した部分」は事務上の捜査過程においても事実上請求人に詳細な説明がなされ刑事裁判においては、捜査復命書として、多数の写真が添付された上で、公に証拠開示されているのであるから、処分庁のいう「公開しない理由」は何ら意味をなさないものとなり、机上の空論と化している。中でも、本件公開請求において請求人が処分庁に情報の公開を求めているのは、①尿中覚醒剤の簡易鑑

定の際に必要な鑑定資料「尿」の量②簡易鑑定実施結果メッセージに記録される「I S不足エラー」及び「I Sの面積が規定値以下」の意味するところが具体的に解説されている取扱細則的な例規のみであって、本件開示証拠の中にも明確に記載、記録、表示されている事項なのであるから、処分庁の非公開理由はいずれも本件行政文書公開請求の核となる趣旨には該当せず、その乖離の程度は、社会通念に照らし著しく不当である。

- エ 又(イ)については、本件請求において添付した本件開示証拠が証すとおり、簡易鑑定における具体的な実施要領等は、刑事事件の中で検察官が自ら証拠開示しているところであり、仮に、本件対象文書の中に本件開示証拠記載事項以上の捜査上の秘密事項が記録されているのであれば、尿中覚醒剤の簡易鑑定の透明性と公正性に重大な法的疑義が生じ、被疑者のみならず、我が国の捜査機関に信頼をおく多くの国民を欺くことになる。加えて処分庁が非公開理由とする「捜査、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針に関する情報」を本件公開請求において秘匿する必要があるとは本件開示証拠の質、量に照らし到底考えられない。仮に処分庁が非公開理由に挙げるような記録が存在し、本件文書を「公にすることによって将来の捜査に支障を生じ、将来の犯行を容易にするおそれや、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあると認められる。」のであれば、それらに該当する部分のみマスキングするなどして、公開しなければ事足りるのであって処分庁の言い分は失当である。従って、本件文書を公にしたところで本件行政文書公開請求の性質（本旨）に鑑みれば、将来の捜査に支障が生ずることも、将来の犯行を容易にするおそれもなく、又、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるとも考えられず、処分庁の非公開理由はレトリックともいえる詭弁に等しいものであり、適法、適正な判断とは言い難い。
- オ 以上のとおり、本件非公開理由にはいずれも理由がないので、貴公安委員会におかれては処分庁がなした本件決定を排斥し、本件文書を公開しなければ憲法の「知る権利」に基づく情報公開制度が形骸化され、請求人はもとより国民の信を失う重大な結果を招くことになる。

2 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は概ね以下のとおりである。

- (1) 条例第8条第1項は、「実施機関（公安委員会及び大阪府警察本部長を除く。）は次の各号のいずれかに該当する情報が記載されている行政文書を公開しないことができる。」と規定している。この同条同項括弧書には、「公安委員会及び大阪府警察本部長を除く。」と謳われている。条例第8条は、行政文書を公開しないことができる場合についての規定であるが、行政文書を公開しないことができる実施機関（行政庁）から予め「警察本部長」を除外しているものと解される。そうすると、処分庁が弁明書の中で「公開しない理由」に挙げる条例第8条関

連の主張は、当該括弧書において謳われているとおり、除外事由に該当するので、失当である。

- (2) 仮に、本件非公開理由が条例第8条全般の規定に照らして、適正なものであったとしても、条例第8条第1項括弧書と同条第2項との間には整合性を欠くことになり、すでに請求人の刑事裁判に係る審査過程において、尿中覚醒剤簡易鑑定についての一連の経緯が、同鑑定に着手する前段階での捜査員による詳細説明（口頭）に加え、復命書及び同簡易鑑定結果データ表等、証拠化されたものが検察官から任意開示されているのであるから今更、非公開にする意味がないことは論を持たない。
- (3) 又、本件非公開文書（又は非公開部分）を公開したからといって、処分庁が主張するような、「将来の捜査に支障を生じ、将来の犯行を安易にするおそれや、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあると認められる」要素あるいは、「公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」には到底該当しない。
- (4) 加えて処分庁は、「非公開決定の妥当性について」（下記第六 2（2））において、るる主張するものであるが、いずれも、条例第8条第1項第4号、条例第8条第2項第2号には該当せず失当であるというべきである。

第五 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

審査請求人が令和4年7月26日付けで提起した、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第13条第2項の規定に基づく実施機関の非公開決定処分（大阪府警察本部指令（薬）第1号）に対する審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問実施機関は、諮問実施時において、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の部分公開決定は条例に基づき適正に行われており、妥当であると考えている。

第六 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

- 1 弁明の趣旨
実施機関の決定は妥当であるとの裁決を決める。
- 2 本件決定の理由

(1) 本件処分の根拠について

ア 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除外事項について定めたものであり、同項第1号は、条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報について、知事等の実施機関と同様に、公開しないことができる旨を定めている。

イ 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」について公開しないことができる旨を定めている。

ウ 条例第8条第2項第2号について

公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的な利益を擁護するため府に課せられた重要な責務であり、条例第8条第2項第2号では、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報については、公開しないことができる旨を定めている。

(2) 本件処分の妥当性

ア 尿中覚醒剤簡易鑑定について

覚醒剤取締法は、覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚醒剤及び覚醒剤原料の使用等に関して必要な取締りを行うことを目的としており、尿中覚醒剤簡易鑑定は、覚醒剤使用の取締りに際し、覚醒剤を使用した疑いのある者から採取した尿について、覚醒剤の存否を速やかに判別するために小型ガスクロマトグラフにより行う簡易鑑定である。

イ 非公開決定の妥当性について

覚醒剤は、覚醒剤の効果が切れた時の苦痛から逃れるため、覚醒剤による効果を強く求めるようになる依存性が形成され、覚醒剤使用事犯は、その薬理作用から使用者本人はもとより、家族をはじめ周囲の第三者に被害をもたらすおそれが非常に高い犯罪である。

また、その供給源に犯罪組織が関与している可能性が非常に高い犯罪でもある。

本件請求の請求内容は、前述の尿中覚醒剤簡易鑑定の具体的実施要領等、覚醒剤等規制薬物捜査の詳細な捜査手法であつて、これらの情報を公にすることにより覚醒剤使用等の犯罪の実行を目論む個人や組織がこれらの情報を入手

することとなれば、以降の覚醒剤使用事犯取締りに対する対抗措置を講じられ、将来の覚醒剤使用事犯取締業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、条例第8条第1項第4号に該当し、同条第2項第1号に該当する情報であるといえる。

また、前述のとおり、具体的実施方法等の情報を覚醒剤使用等の犯罪の実行を目論む個人や組織が入手することにより、犯罪を隠蔽しようとする対抗措置を講じる等すれば、犯罪の実行を容易にし、又は犯罪の捜査を困難にするおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第2項第2号に該当する情報であるといえる。

したがって、条例に基づき、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないこととした決定は妥当である。

(3) 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分のうち、「公開しないこととした決定した行政文書の名称」について処分庁は、「公開しないこととした決定した行政文書の名称」につき「別紙1にかかる文書」とのみ記載し、対象となる行政文書（例規）の正式な名称を明らかにしていない、処分庁は、対象文書特定に係る請求人記載の情報を読み、対象文書の存否を確認し、対象文書が存在したのであるなら、当該行政文書の公開、非公開の別を問わず、その文書の名称を明らかにしなければならない法的責任を負う、処分庁の判断及び対応は対象文書が存在するのに、その文書の名称すら公開（教示）しない点において、裁量権の逸脱、濫用と職務懈怠及び憲法違反（国民の知る権利の侵害）のそしりを免れないなどと主張するが、前記のとおり、実施機関は、本件請求内容が条例第8条第2項第1号及び第2号に該当する情報であるため、行政文書の名称を含め、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないこととしたものであるから、審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、本件処分のうち、「公開しない理由」について、請求人に係る覚醒剤使用被疑事案において、大阪府〇〇警察署が強制採尿令状請求から、同令状の執行及び「尿」の押収、差押え手続、並びに尿中覚醒剤の簡易鑑定実施における具体的な要領等を請求人に詳細に説明し、これらの経緯を時系列に沿って写真撮影し、その一連の捜査過程について復命書等により証拠化している、そして、証拠化された当該捜査資料が、請求人の覚醒剤取締法違反被告事件において、検察側の証拠として任意開示されているのである、処分庁が「公開しないことと決定した部分」は実務上の捜査過程においても事実上請求人に詳細な説明がなされ刑事裁判においては、捜査復命書として、公に証拠開示されているのであるから、処分庁のいう「公開しない理由」は何ら意味をなさないものとなり、机上の空論と化している、中でも、本件公開請求において請求人が処分

庁に情報の公開を求めているのは、①尿中覚醒剤の簡易鑑定の際に必要な鑑定資料「尿」の量②簡易鑑定実施結果メッセージに記録される「I S不足エラー」及び「I Sの面積が規定値以下」の意味するところが具体的に解説されている取扱細則的な例規のみであって、本件開示証拠の中にも明確に記載、記録、表示されている事項なのであるから、処分庁の非公開理由はいずれも本件行政文書公開請求の核となる趣旨には該当せず、その乖離の程度は、社会通念に照らし著しく不当である、仮に本件対象文書の中に本件開示証拠記載事項以上の捜査上の秘密事項が記録されているのであれば、尿中覚醒剤の簡易鑑定の透明性と公平性に重大な法的義務が生じ、被疑者のみならず、我が国の捜査機関に信頼をおく多くの国民を欺くことになる、加えて処分庁が非公開理由とする「捜査、犯罪の予防、鎮圧に関する手法、技術、体制、方針に関する情報」を本件公開請求において秘匿する必要があるとは本件開示証拠の質、量に照らし到底考えられない、仮に処分庁が非公開事由に挙げるような記録が存在し、本件文書を「公にすることによって将来の捜査に支障を生じ、将来の犯行を容易にするおそれや、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあると認められる。」のであれば、それらに該当する部分のみマスキングするなどして、公開しなければ事足りるのであって処分庁の言い分は失当である、本件文書を公にしたところで本件行政文書公開請求の性質（本旨）に鑑みれば、将来の捜査に支障が生ずることも、将来の犯行を容易にするおそれもなく、又、犯罪の鎮圧を困難ならしめるおそれがあるとも考えられず、処分庁の非公開決定はレトリックともいえる詭弁に等しいものであり、適法、適正な判断とは言い難いなどと主張するが、本件請求に係る本件処分は、前述のとおり適正に行われたものであることから審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人が主張する、捜査過程における審査請求人への説明や刑事裁判における証拠開示等は、刑事手続の中で行われたもので、条例に基づく行政文書の公開とは目的や趣旨を異にするものであり、また、条例に基づく行政文書公開制度においては、「何人も、実施機関に対して、行政文書の公開を請求することができる」と規定して請求人を何ら区別することなく行政文書の公開を請求する権利を付与しており、請求者によって公開・非公開等の決定内容に差異を設けることはできないことから、捜査過程における説明や刑事裁判における証拠開示等を受けている状況があったとしても、そのことが条例に基づく公開、非公開等の決定に影響するものではない。

4 実施機関説明における主張

実施機関が述べた、主張は概ね次のとおりである。

実施機関は、当審査会における実施機関説明で非公開対象文書について

- ・ 本件対象文書は存在するものの、対象文書の名称には捜査手法に関する内容が含まれた名称となっており、本件対象文書の名称そのものが非公開事由に含まれる。
- ・ また、本件対象文書については、薬物事犯の捜査に従事する、一部の警察職員のみが確認できる資料で、機密性が高い文書である。
- ・ それらの趣旨を踏まえて、文書名も含めて公開すべきものではないと判断した旨説明した。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 対象文書について

本件対象文書にあつては「別紙1にかかるとして審査請求人が審査請求時に、行政文書を特定するに足りる事項に使用した、文書特定の文言を引用し、記載していることが認められた。

そこで審査会では、実施機関に対し、本件対象文書についての説明を求めたところ、実施機関は、本件対象文書を特定した理由を述べて審査会において当該対象文書そのものを示し、本件対象文書には尿中覚醒剤簡易鑑定の具体的実施要領や覚醒剤等規制薬物捜査に関する詳細な捜査手法が記載されていることについて説明を行った。

更に実施機関は、文書名を「別紙1のとおり」とした理由について、本件対象文

書の名称そのものに捜査に関する情報がある旨説明したため、審査会において本件対象文書の存在及びその内容、本件対象文書の名称そのものに捜査に関する情報が記載されていることを確認したものである。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は決定通知書の非公開決定について、文書名の正式な名称の公開及び非公開決定の取消し等を求める旨の主張をするため、以下検討する

(1) 条例第8条第2項第1号について

条例第8条第2項第1号は、公安委員会又は警察本部長は条例第8条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができると規定しており、本件決定において実施機関は、条例第8条第1項第4号に該当するものとして本号を適用しているため、以下、その該当性について検討する。

(2) 条例第8条第1項第4号及び同条第2項第1号について

条例第8条第1項第4号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないことができる旨を定めている。

(3) 条例第8条第1項第4号及び同条第2項第1号の該当性について

実施機関の説明によると、本件対象文書には尿中覚醒剤簡易鑑定の実施要領や覚醒剤等規制薬物捜査に関する詳細な捜査手法が、個々具体的に記載されており、これらの情報は犯罪捜査に関する具体的な手法、手順であると認められる。

当該部分は、警察の取締り手法や手順に関する情報であって、公にすることにより、警察の犯罪捜査要領を知ることができ、警察の取締りから逃れようとする個人や組織が、捜査に対する対抗措置や妨害行為を講じるためにこれらの情報を利用することも考えられる。このような情報を公開すれば、本来行われるべき取締り等の警察事務に関して、公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすことになると認められることから、条例第8条第1項第4号及び同条第2項第1号に該当するとして実施機関の決定は妥当である。

(4) 条例第8条第2項第2号について

条例第8条第2項第2号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情

報が記録されている行政文書を公開しないことができるとしており、該当する情報として、捜査の手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより、将来の捜査に支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるものを挙げている。

(5) 条例第8条第2項第2号の該当性について

審査会が、本件対象文書について、実施機関に確認したところ、本件対象文書には、尿中覚醒剤簡易鑑定の具体的実施方法や覚醒剤等規制薬物捜査に関する詳細な捜査手法が、個々具体的に記載されており、これらの情報は犯罪捜査に関する具体的な手法、手順であると認められる。

これら犯罪の捜査に関する情報は、公にすることにより、犯罪を企図する者が将来の捜査過程を推測し、対抗措置をとる等、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることが考えられる。

よって非公開部分が本号に該当するとした実施機関の決定は妥当であるといえる。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、同人に対する刑事裁判の過程において、尿の押収・差押え手続き並びに尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領が記載された資料が検察側の証拠として任意開示されているのであるから公開しない理由は何ら意味を持たない旨、主張しているが、自身の刑事裁判において入手した資料は、審査請求人本人が刑事裁判の当事者になっていることから、刑事裁判上の手続において当事者に係る裁判資料として、任意開示されたものであるといえる。

一方、本件対象文書の公開、非公開の判断は条例の趣旨に基づいて判断されるものであり、何人の請求においても同様の回答が求められるものである。

よって、仮に審査請求人が主張する尿の押収・差押え手続き及び尿中覚醒剤の簡易鑑定における具体的な実施要領が記載された資料が、審査請求人に対し任意開示されていたとしても、そのことが本件の公開、非公開に影響をあたえるものではなく、審査請求人の主張は認められない。

本件非公開決定については前記3(3)及び(5)記載のとおりであって、実施機関の判断は妥当である。

(2) 審査請求人は、公開しないことと決定した行政文書の名称につき、別紙1にかかる文書とのみ記載し、対象となる行政文書の正式な名称を明らかにしていない旨、対象文書が存在したのであるならば公開、非公開の別を問わず、その文書の名称を明らかにしなければならない旨主張する。

確かに、対象文書が存在したのであれば、非公開決定通知書には具体的に特

定した文書の名称を的確に記載すべきである。

しかしながら、前記2記載のとおり、本件対象文書の名称には、非公開事由である捜査に関する内容そのものの記載がなされている。これを明らかにすると今後犯罪を企図する者が捜査過程を推測し、対抗措置や妨害行為をとる等、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、警察事務に関して、公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすことが認められることから、これを明らかにすることができないとして、本件対象文書である「別紙1にかかる文書」という表現としたことも、やむを得ないといえる。

実施機関においては、名称を特定しないで決定通知書を交付することについて、審査請求人に対し、丁寧に説明する必要があるといえるものの、それをもって本決定の判断が左右されるものではなく、またその他の審査請求の主張も本件審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子